

経済要録

国内

◆日本銀行、『国債決済の「RTGS化」の枠組みについて』を公表

日本銀行は、9月4日、『国債決済の「RTGS化」の枠組みについて』を公表した（その内容については、『日本銀行調査月報』1998年9月号参照）。

◆平成11年度一般会計予算の概算要求額および財政投融资要求額の概要について

大蔵大臣は、9月8日、平成11年度の一般会計概算要求額および財政投融资計画要求額を閣議報告した。その概要は以下のとおり。

平成11年度一般会計概算要求額調

(単位 百万円)

| 所管 | 前年度予算額 (当初) | 平成11年度 概算要求額 | 比較増△減額 | 伸率 (%) | 備考 |
|---|----------------|-----------------|-----------|-----------|----|
| 皇室費 | 6,693 | 6,693 | 0 | 0.0 | |
| 国会 | 135,045 | 135,798 | 753 | 0.6 | |
| 裁判所 | 310,229 | 319,167 | 8,938 | 2.9 | |
| 計 検 査 院 | 16,180 | 16,508 | 328 | 2.0 | |
| 内閣府 | 18,574 | 18,986 | 412 | 2.2 | |
| 総 理 府 | 9,116,049 | 8,967,033 | △ 149,016 | △ 1.6 | |
| 防衛庁 | 4,939,387 | 4,947,599 | 8,212 | 0.2 | |
| その他省 | 4,176,662 | 4,019,434 | △ 157,228 | △ 3.8 | |
| 法務省 | 581,574 | 590,681 | 9,107 | 1.6 | |
| 外務省 | 747,912 | 753,402 | 5,490 | 0.7 | |
| 大蔵省 | 1,871,929 | 1,918,328 | 46,399 | 2.5 | |
| 文部省 | 5,790,899 | 5,886,235 | 95,336 | 1.6 | |
| 厚生省 | 14,999,010 | 15,533,727 | 534,717 | 3.6 | |
| 農林水産省 | 2,955,247 | 2,904,594 | △ 50,653 | △ 1.7 | |
| 通商産業省 | 913,151 | 920,761 | 7,610 | 0.8 | |
| 運輸省 | 915,900 | 907,216 | △ 8,684 | △ 0.9 | |
| 郵政省 | 88,143 | 89,852 | 1,709 | 1.9 | |
| 労働省 | 499,716 | 514,731 | 15,015 | 3.0 | |
| 建設省 | 5,411,121 | 5,181,202 | △ 229,919 | △ 4.2 | |
| 自治省 | 158,841 | 102,775 | △ 56,066 | △35.3 | |
| 景気対策臨時緊急特別枠 (公共事業関係費) | — | 4,000,000 | 4,000,000 | — | |
| (その他の経費) | — | 2,700,000 | 2,700,000 | — | |
| | — | 1,300,000 | 1,300,000 | — | |
| 情報通信、科学技術、環境等 21世紀発展基盤整備特別枠 | — | 150,000 | 150,000 | — | |
| 物流効率化による経済構造改革特別枠 | — | 150,000 | 150,000 | — | |
| 環境・高齢者等福祉・中心市街地活性化 等21世紀の経済発展基盤整備特別枠 | — | 100,000 | 100,000 | — | |
| 生活関連等公共事業重点化枠 | — | 250,000 | 250,000 | — | |
| 計 (一般歳出) | 44,536,213 | 49,417,689 | 4,881,476 | 11.0 | |
| 国債費 | 17,262,816 | 17,532,953 | 270,137 | 1.6 | |
| 地方交付税交付金 | 15,870,150 | 16,017,693 | 147,543 | 0.9 | |
| 合 計 | 77,669,179 | 82,968,335 | 5,299,156 | 6.8 | |
| 平成9年度決算不足補てん繰戻 | — | 1,617,413 | 1,617,413 | — | |
| 総 合 計 | 77,669,179 | 84,585,748 | 6,916,569 | 8.9 | |

平成11年度財政投融资計画要求の概要

(単位：億円、%)

| 区 分 | 平成10年度当初計画 | 平成11年度要求 |
|----------------|-----------------|----------------|
| [一般財政投融资] | | |
| 1. 住宅関連機関 | 109,033 (△ 6.3) | 109,233 (0.2) |
| 住宅金融公庫 | 99,183 (△ 6.8) | 99,383 (0.2) |
| 住宅・都市整備公団 | 9,850 (0.0) | 9,850 (0.0) |
| 2. 中小企業関連機関 | 62,705 (19.2) | 64,870 (3.5) |
| うち国民金融公庫 | 37,900 (19.6) | 37,900 (0.0) |
| 中小企業金融公庫 | 20,100 (18.9) | 22,100 (10.0) |
| 環境衛生金融公庫 | 4,000 (17.3) | 3,960 (△ 1.0) |
| 3. その他の公庫・銀行 | 30,635 (0.8) | 38,349 (25.2) |
| うち日本開発銀行 | 13,550 (0.0) | 16,632 (22.7) |
| 日本輸出入銀行 | 10,650 (0.5) | 13,200 (23.9) |
| 農林漁業金融公庫 | 2,600 (8.3) | 3,700 (42.3) |
| 4. その他の公団・事業団等 | 70,769 (△19.5) | 71,198 (0.6) |
| うち日本道路公団 | 20,236 (△ 7.6) | 21,063 (4.1) |
| 年金福祉事業団 | 19,699 (0.0) | 18,327 (△ 7.0) |
| 海外経済協力基金 | 4,390 (△11.0) | 6,242 (42.2) |
| 社会福祉・医療事業団 | 3,645 (△15.3) | 3,568 (△ 2.1) |
| 首都高速道路公団 | 3,697 (△ 7.6) | 3,414 (△ 7.7) |
| 阪神高速道路公団 | 3,108 (△25.3) | 3,100 (△ 0.3) |
| 国有林野事業特別会計 | 1,450 (△47.7) | — (皆減) |
| 小 計 | 273,142 (△ 4.9) | 283,650 (3.8) |
| 5. 地 方 | 93,450 (△11.8) | 87,830 (△ 6.0) |
| 地方公共団体 | 76,000 (△11.6) | 71,700 (△ 5.7) |
| 公営企業金融公庫 | 17,450 (△12.8) | 16,130 (△ 7.6) |
| 計 | 366,592 (△ 6.8) | 371,480 (1.3) |
| [資金運用事業] | | |
| 郵便貯金特別会計 | 80,000 (6.7) | 85,000 (6.3) |
| 年金福祉事業団 | 28,000 (10.7) | 30,500 (8.9) |
| 簡易保険福祉事業団 | 25,000 (25.0) | 20,000 (△20.0) |
| 計 | 133,000 (10.6) | 135,500 (1.9) |
| 合 計 | 499,592 (△ 2.7) | 506,980 (1.5) |

(注) () 書は、対前年度伸率である。

◆日本銀行、「金融市場調節方針の変更について」を発表

日本銀行は、9月9日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること及び金融市場調節方針の変更についての公表に関し、別添のとおりとすることを決定、同日

対外公表を行った。また、同会合において、金融政策判断の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解を了承し、これを「金融経済月報」に掲載、同11日に公表したほか、7月28日に開かれた金融政策決定会合の議事要旨を承認し、これを9月14日に公表した。

記

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、平均的にみて0.25%前後で推移するよう促す。

なお、金融市場の安定を維持するうえで必要と判断されるような場合には、上記のコールレート誘導目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。

(別添)

平成10年9月9日

日本銀行

金融市場調節方針の変更について

(1) 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、金融市場調節方針を一段と緩和し、以下のとおりとすることを決定した（賛成多数）。

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、平均的にみて0.25%前後で推移するよう促す。

なお、金融市場の安定を維持するうえで必要と判断されるような場合には、上記のコールレート誘導目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。

(2) わが国の景気は全般に悪化を続けており、物価も軟調に推移している。金融面でも、民間銀行貸出が減少を続けるなかで、マネーサプライの伸びは緩やかなものとなっている。この間、金融資本市場では、金利のリスクプレミアムや株価などに不安定な動きがみられる。

今後、総合経済対策の実施等によって、景気のさらなる悪化には徐々に歯止めがかかる

ものと期待される。しかし、経済活動の水準はすでに相当低下している。また最近の金融資本市場の動向や企業倒産の増加等が、企業や家計のコンフィデンスを一層低下させるおそれがある。これらを踏まえると、先行き、景気や物価がさらに下振れる可能性も必ずしも否定できない。

(3) 日本銀行は、インフレでもデフレでもない、「物価の安定」を金融政策運営の目標としている。上記のような金融経済情勢を踏まえて、日本銀行は、経済がデフレスパイラルに陥ることを未然に防止し、景気悪化に歯止めをかけることをより確実にするため、この際、上記の金融緩和措置を採ることが適当と判断した。

(4) 日本銀行としては、上記の金融政策運営方針のもとで、引き続き潤沢な資金供給に努め、これを通じて、金融市場の安定に万全を期すとともに、マネーサプライの拡大を促していく考えである。

(5) 日本経済にとって、現在、景気の回復と金融システムの建て直しは、一刻の猶予もならない課題である。今回の金融緩和措置が、これらの課題の克服にも資することを期待するとともに、関係各方面が一丸となって取組み強化を図られることを強く期待する。

◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」を発表

日本銀行は、9月24日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合ま

での金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添1のとおり公表することを決定、同日対外公表を行った。また、平成10年10月～平成11年3月の金融政策決定会合の開催予定日を、別添2のとおりとし、これを公表することを決定し、同日対外公表を行ったほか、8月11日に開かれた金融政策決定会合の議事要旨を承認し、これを9月29日に公表した。

記

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、平均的にみて0.25%前後で推移するよう促す。

なお、金融市場の安定を維持するうえで必要と判断されるような場合には、上記のコールレート誘導目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。

(別添1)

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、当面の金融政策運営について現状維持とすることを決定した（賛成多数）。

(別添2)

平成10年9月24日
日本銀行

金融政策決定会合等の日程（平成10年10月～11年3月）

| | 会合開催 | (参考) | |
|--------|------------------|-----------|--------------------|
| | | 金融経済月報公表 | (議事要旨公表) |
| 10年10月 | 10月13日<火> | 10月15日<木> | (11月18日<水>) |
| | 10月28日<水> | — | (12月2日<水>) |
| 11月 | 11月13日<金> | 11月17日<火> | (12月18日<金>) |
| | 11月27日<金> | — | (1月22日<金>) |
| 12月 | (注) 12月15日<火> | 12月17日<木> | (2月17日<水>) |
| | 11年1月 | 1月19日<火> | 1月21日<木> (3月2日<火>) |
| 2月 | 2月12日<金> | 2月16日<火> | (3月17日<水>) |
| | 2月25日<木> | — | (3月30日<火>) |
| 3月 | 3月12日<金> | 3月16日<火> | 未定 |
| | 3月25日<木> | — | 未定 |

(注) 10年12月の会合開催予定日について、6月25日の対外公表時点では、暫定的に、12月11日(金)および同25日(金)の2回としていたが、今回、これを12月15日(火)の1回に変更した。

◆現行金利一覧 (10年10月16日現在) (単位 年%)

| | 金利 | 実施時期 () 内 前回水準 |
|---|-------|--------------------|
| 公定歩合 | | |
| ・商業手形割引歩合ならびに国債、 特に指定する債券または商業 手形に準ずる手形を担保とする 貸付利率 | 0.5 | 7. 9. 8 (1.00) |
| ・その他のものを担保とする 貸付利率 | 0.75 | 7. 9. 8 (1.25) |
| 短期プライムレート | 1.500 | 10. 9. 16 (1.625) |
| 長期プライムレート | 2.3 | 10. 10. 9 (2.5) |
| 政府系金融機関の貸付基準金利 | | |
| ・日本開発銀行 | 2.30 | 10. 10. 9 (2.50) |
| ・中小企業金融公庫、国民金融公庫 | 2.30 | 10. 10. 9 (2.50) |
| ・住宅金融公庫 | 2.00 | 10. 10. 16 (2.55) |
| 資金運用部預託金利 (期間3年~5年) | 0.70 | 10. 10. 16 (1.10) |
| (期間5年~7年) | 0.90 | 10. 10. 16 (1.40) |
| (期間7年以上) | 1.10 | 10. 10. 16 (1.70) |

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート (実施時期は同採用レートが最多となった時点)。

◆公社債発行条件 (10年10月16日現在)

| | | 発行条件 | 改定前発行条件 |
|--------------|------------|-------------------------------|------------------------------|
| 国債 (10年) | 応募者利回り (%) | <10月債> <u>0.828</u> | <9月債> 1.396 |
| | 表面利率 (%) | <u>0.9</u> | 1.5 |
| | 発行価格 (円) | <u>100.66</u> | 100.91 |
| 割引国債 (5年) | 応募者利回り (%) | <9月債> 1.084 | <7月債> 1.084 |
| | 同税引後 (%) | 0.883 | 0.883 |
| | 発行価格 (円) | 94.75 | 94.75 |
| 政府短期証券 (60日) | 応募者利回り (%) | ^{10年9月14日発行分~} 0.175 | ^{7年9月13日発行分~} 0.374 |
| | 割引率 (%) | 0.175 | 0.375 |
| | 発行価格 (円) | 99.9712 | 99.9384 |
| 政府保証債 (10年) | 応募者利回り (%) | <10月債> <u>1.183</u> | <9月債> 1.658 |
| | 表面利率 (%) | <u>1.1</u> | 1.6 |
| | 発行価格 (円) | <u>99.25</u> | 99.50 |
| 公募地方債 (10年) | 応募者利回り (%) | <10月債> <u>1.400</u> | <9月債> 1.670 |
| | 表面利率 (%) | <u>1.4</u> | 1.6 |
| | 発行価格 (円) | <u>100.00</u> | 99.40 |
| 利付金融債 (3年物) | 応募者利回り (%) | <10月債> <u>0.700</u> | <9月債> 0.800 |
| | 表面利率 (%) | <u>0.7</u> | 0.8 |
| | 発行価格 (円) | 100.00 | 100.00 |
| 利付金融債 (5年物) | 応募者利回り (%) | <10月債> <u>1.400</u> | <9月債> 1.600 |
| | 表面利率 (%) | <u>1.4</u> | 1.6 |
| | 発行価格 (円) | 100.00 | 100.00 |
| 割引金融債 | 応募者利回り (%) | <10月後半債> 0.401 | <10月前半債> 0.401 |
| | 同税引後 (%) | 0.331 | 0.331 |
| | 割引率 (%) | 0.39 | 0.39 |
| | 発行価格 (円) | 99.60 | 99.60 |

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。
2. 利付金融債については募集債の計数。

海外

◆欧州中央銀行（ECB）の金融政策ターゲットイングについて

ECB政策理事会は、10月13日、ユーロランド（1999年1月からユーロを導入する11ヶ国）の金融政策ターゲットイング方式について、以下の通り概要を決定した。

(1) ECBの目的である「物価の安定」の定義
「物価の安定」とは、ユーロランドにおける統合CPI指標（Harmonised Index of Consumer Prices）の前年比が2%を下回ることを指す。「物価の安定」は中期的にみて維持される必要がある。

(2) 「物価の安定」を維持するための対応

- ① マネーサプライに金融政策上、極めて重要な役割を付与する。マネーサプライの前年比について物価の安定と整合的であり、かつ物価安定を達成するような参照値を設定する。
- ② マネーサプライ成長率の分析と並行して、物価動向見通しおよび物価安定に対するリスクについて、幅広い金融経済指標を用いて評価を行う。

◆バーゼル銀行監督委員会、「デリバティブおよびトレーディングに関し監督上必要とする情報を収集する際の枠組み」の改訂について

バーゼル銀行監督委員会は、9月2日、証券監督者国際機構専門委員会と共同で「デリバティブおよびトレーディングに関し監督上必要とする情報を収集する際の枠組み」の改訂について对外公表した（プレス・ステートメントについては、『日本銀行調査月報』1998年9月号参照）。

◆BIS CPSS・ユーロ委、「OTCデリバティブ取引の決済およびカウンターパーティのリスク管理」報告書の公表について

BIS支払・決済システム委員会（CPSS）およびユーロカレンシー・スタンディング委員会（ユーロ委）は、9月17日、「OTCデリバティブ取引の決済およびカウンターパーティのリスク管理」報告書を公表した（その内容については、『日本銀行調査月報』1998年10月号参照）。

◆バーゼル銀行監督委員会、「銀行の透明性の向上について」等のペーパーを公表

バーゼル銀行監督委員会は、9月22日、「銀行

の透明性の向上について」、「オペレーショナル・リスク管理」のサーベイ結果、および「銀行組織の内部管理体制のフレームワーク」最終版、の3件のペーパーを公表した（プレス・ステートメントについては、『日本銀行調査月報』1998年10月号参照）。

◆台湾中央銀行、政策金利を引き下げ

台湾中央銀行は、9月29日、預金準備率（引き下げ幅▲0.2～▲0.5%）、再割引金利（5.25%→5.125%）および担保貸出金利（5.625%→5.5%）の引き下げを実施した。

(単位 %)

| | 当座預金 | 普通預金 | 定期預金 | 貯蓄預金 | |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | | | 普通 | 定期 |
| 1998年 8月 3日実施 | 19.25 | 17.25 | 7.55 | 9.75 | 5.55 |
| | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ |
| 1998年 9月29日実施 | 18.75 | 16.75 | 7.35 | 9.25 | 5.35 |
| 下げ幅 | (▲0.5) | (▲0.5) | (▲0.2) | (▲0.5) | (▲0.2) |

◆フィリピン中央銀行、預金準備率を引き上げ

フィリピン中央銀行は、9月28日、預金準備率の引き上げ（15%→17%）を発表し、10月2日から実施した。

◆フィリピン中央銀行、政策金利を引き下げ

フィリピン中央銀行は、9月28日、対金融機関翌日物金利の引き下げ（借入金利：16%→14%、貸出金利：18%→16%）を発表し、10月5日から実施した。

◆マレーシア中央銀行、金融機関の不良債権の認定基準を緩和

マレーシア中央銀行は、9月23日、金融機関の不良債権の認定基準を緩和した（利払い延滞3ヶ月以上→6ヶ月以上）。

◆マレーシア中央銀行、3ヶ月物介入金利を引き下げ

マレーシア中央銀行は、10月5日、3ヶ月物介入金利を引き下げた（8.0%→7.5%）。

◆ブラジル中央銀行、銀行救済金利を引き上げ

ブラジル中央銀行は、9月11日、銀行救済金利（T-BAN rate、中銀貸出金利の一種）を29.75%から49.75%に引き上げた。